

## ○茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則

平成4年9月28日

規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、他に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の決定及び補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金、奨励金、利子補給金及びその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の対象)

第3条 市長は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について補助金等を交付することができる。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等に係る当該年度の予算書及び事業計画書
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請書に記載すべき事項及び同項に規定する書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 [前項](#)の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。  
(事情変更による決定の取消等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 [前項](#)の規定により補助金等の交付の決定を取消す場合は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者等が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助事業等を遂行することができなくなった場合

3 [第7条](#)の規定は、[前2項](#)の取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助金等の交付)

第10条 補助金等は、補助事業者等が補助事業等を完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助事業者等は、[前項](#)の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(平12規則8・一部改正)

(補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の内容及びこれに付した条件その他市長の指示及び命令に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うものとし、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)又は補助金等の交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに、提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、その実績の確認等により報告書等の提出を省略することができる。

(1) 収支決算書又はこれに代わる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 [前項](#)の規定は、市の会計年度内に補助事業等が完了しない場合における当該年度内の補助事業等の実績報告について準用する。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、[前条](#)の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定する。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

(1) 補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件又はこれに基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(3) [第16条本文](#)の規定に違反したとき。

2 [第7条](#)の規定は、[前項](#)の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金等の返還)

第15条 市長は、[第9条](#)及び[前条](#)の規定により補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等を返還させるものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事

業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの  
(委任)

第 17 条 [この規則](#)に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

[この規則](#)は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に交付決定する補助金等から適用する。

附 則(平成 12 年規則第 8 号)抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条まで、第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、公布の日から施行する。